



ふくしまの健康を守るために



▶ 甲状腺検査について

福島県では、県民の健康を見守り、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的とした「県民健康調査」を実施しています。今号では、県民健康調査のうち甲状腺検査についてご紹介します。



甲状腺検査は先行検査(甲状腺の状態を把握するため実施)と本格検査(先行検査と比較するため実施)の2種類があります。検査では、一次検査で超音波検査を行い、検査の結果BまたはC判定となった場合は二次検査となります(先行・本格検査共通)。二次検査では、より詳細な超音波検査や血液、尿検査など更に詳しく検査します。

実施計画	判定内容	先行検査 平成23年度～25年度		本格検査 平成26年度～27年度		本格検査 平成28年度～	
		検査1回目	終了	検査2回目	実施中	検査3回目以降	
	対象者は、平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた福島県民			対象者に、平成23年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた福島県民を追加		20歳までは2年ごと、それ以後は5年ごとに継続して検査を実施	

先行検査・本格検査 一次検査の結果(平成27年6月末現在)

判定区分	判定内容	先行検査		本格検査	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
A判定	A1 結節やのう胞が認められなかったもの	154,606	51.5%	63,884	41.6%
	A2 5.0mm以下の結節や20.0mm以下ののう胞	143,576	47.8%	88,570	57.6%*
B判定	5.1mm以上の結節や20.1mm以上ののう胞	2,293	0.8%	1,223	0.8%
C判定	直ちに二次検査を要するもの	1	0.0%	0	0.0%
結果確定数		300,476	—	153,677	—

先行検査結果に対する見解(「県民健康調査」検討委員会 甲状腺検査評価部会)

福島県内で子どもの甲状腺がんが見つかっていますが、

被ばくリスクが高いといわれる、年齢の低い方の発症が少ない

浜通り、中通り、会津地方間の甲状腺がんの割合に地域差が見られていない

福島での被ばく線量が高いことが分かってきた

といった理由から、現段階では、放射線の影響は考えにくいと評価されています。しかし、低線量の放射線の影響をみるために、長期間経過を見守る必要があります。今後も健康管理のために継続して甲状腺検査を受診することが必要です。

参考 福島県外3県における甲状腺有所見率調査結果

実施期間	平成24年11月～平成25年3月
対象地域	●青森県弘前市 ●山梨県甲府市 ●長崎県長崎市
調査対象者	3～18歳の者 4,365人
調査方法	●福島県が行う県民健康調査と同等の水準の甲状腺超音波検査を対象者に実施。 ●検査結果については、県民健康調査と同様の基準で判定し、調査対象地域における甲状腺ののう胞等の頻度を算出。

環境省において、福島県外3県の一定数の方に甲状腺の超音波検査を実施しました。

調査結果	A1 1,853人(42.5%)
	A2 2,468人(56.5%)
	B 44人(1.0%)
	C 0人(0.0%)

出典:環境省報道発表資料

福島県が発行する「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内に居住している皆さん、福島県内外に避難されている皆さん、そして被災者・避難者支援に携わる多くの皆さまへ、避難者支援の状況や福島の復興への動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



2015年9月14日
発行:福島県庁 避難者支援課 ☎024-523-4157

*この広報紙は「クウェート救援金」を財源の一部として発行しています。



県民健康調査甲状腺検査対象となっている方へ

避難先で転居された場合は、住民票や避難者情報システム等の届出のほかに、お手数でも福島県立医科大学までお知らせください。

※検査の同意書や甲状腺通信等で既に変更の届出をされている場合は、手続きは不要です。

問 福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター ☎024-549-5130(土日・祝日を除く 9時～17時)

福島県立医科大学のWEBサイトや「甲状腺通信」同封ハガキでも、変更の手続きが可能です。

甲状腺検査 住所等変更 検索



▶ 「県民健康調査甲状腺検査サポート事業」を開始しました



福島県では平成27年7月10日から、「県民健康調査甲状腺検査サポート事業」を実施しています。

甲状腺検査の二次検査後に生じた経済的負担に対して支援を行うとともに、保険診療に係る診療情報を県民健康調査の基礎資料として活用し、県民の皆さまの健康の維持、増進を図ります。

- ① 県民健康調査甲状腺検査を受けている方。
- ② 県民健康調査甲状腺検査の二次検査において、甲状腺しこり等(結節性病変)があり、経過観察や治療を医師から勧められている方。
- ③ 甲状腺検査二次検査実施医療機関またはその医療機関から紹介のあった医療機関に通院・入院している(していた)方。

*他の公的制度(県や市町村が実施する「こどもの医療費助成事業」「生活保護」等)で医療費の全額助成を受けている場合は対象外となります。

支援金の申請から交付までの流れ



※交付まで時間をお時間がかかる場合があります。

問 福島県 府県民健康調査課 ☎024-521-7958

福島県 県民健康調査課

検索

甲状腺検査の心のケアとサポート

説明会では多くの方から甲状腺がんに関する不安の声が寄せられます。甲状腺は、一般の方にはあまり知られていない臓器ですし、親御さん方が不安を持たれるのは当然のことだと思います。このことから、説明会ではフェイス・トゥ・フェイスでご説明して、検査の目的や結果の考え方について「納得」していくいただくことが重要だと考えていました。不安をゼロにするだけではなく、専門家に話すだけ

で解消できる不安があると思います。不安があるときにはひとりで抱え込まず、ぜひ説明会の機会やコールセンターを利用など、遠慮なくご相談いただければと思います。原発事故によって、福島の子どもたちは「特殊な経験」を余儀なくされていることが多い。その上で、子どもたちが、健康へのリスクや甲状腺検査について学び、思定をできるような大人へと成長していくことを期待し、私たちがそれをサポートする役割を担っていると考えています。

福島県立医科大学 放射線健康管理講座准教授 みどりかわ さなえ 緑川早苗先生 県民健康調査 超音波健診車

甲状腺検査における一次検査や心のケア・サポート等を担当。主に保護者の方を対象とした出張説明会に加え、学校での出前授業、避難者交流会における検査についての説明会を実施しています。

甲状腺検査に関するお問い合わせ

問 福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター ☎024-549-5130

(土日・祝日を除く 9時～17時)

✉ kenkan@fmu.ac.jp

*お問い合わせやご相談の内容によっては、お返事を差し上げるまでに、数日いただく場合がございます。あらかじめご了承ください。



原子力損害賠償

精神的損害等の追加賠償について

東京電力は、6月12日の閣議決定で改訂された福島復興指針に基づく国の指導を踏まえ、8月26日に精神的損害等の追加賠償の受付開始について発表しました。

対象者

原発事故発生時の生活の本拠が、避難指示解除準備区域及び居住制限区域(ただし大熊町及び双葉町を除く)にあった方で、避難の継続を余儀なくされている方

※田村市及び川内村の旧避難指示解除準備区域の方についても対象。

追加される賠償

○避難生活等による精神的損害の賠償
○その他実費等(避難・帰宅等に係る費用相当額及び家賃に係る費用相当額)

賠償対象期間

原発事故後6年に相当期間1年を加えた平成30年3月まで(包括請求方式により既に支払い済みの期間は控除)

帰還困難区域等における追加賠償について

帰還困難区域、大熊町及び双葉町の避難指示解除準備区域や居住制限区域に生活の本拠があった方で、避難を継続されている方に對し、避難・帰宅等に係る費用相当額及び家賃に係る費用相当額が、平成30年3月まで賠償されます。

賠償請求手続きについては、下記「東京電力株式会社ご相談専用ダイヤル」にお問い合わせください。

問 東京電力株式会社

福島原子力補償相談室(コールセンター)

0120-926-404(毎日9時~21時)

貸付相談窓口

現在お住まいの市区町村(県内外)の社会福祉協議会へご相談ください。なお、転居費用の借入を希望される場合は、転居予定先の市町村社会福祉協議会へご相談ください。
※住宅補修費の貸付の場合は、災害援護資金貸付制度に該当する世帯は貸付対象となりません。
※公的給付受給世帯は生活保護・失業等給付などは、一時生活支援費の貸付対象となりません。
※生活再建費、住宅補修費の貸付の場合は、すでに発注・購入・支払い済みの費用は対象外です。

原子力損害賠償紛争解決センターからのお知らせ

中立、公正な公的機関「原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター」が無料で仲介します



原子力事故による損害賠償について、東京電力が提示する条件では合意できない・東京電力に被害を申し出たが賠償されない・裁判をするのは手續が難しいと感じられる方に対して、ADRセンターでは個別の事情に応じた和解の仲介業務を行っています。どなたでも申立てができますので、ぜひご活用ください。



ADRセンターとはどんな組織ですか。

当センターは、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者(東京電力)に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として文部科学省のもとに設置された公的な紛争解決機関です。当センターは①中立・公正な立場の仲介委員(弁護士)が当事者の間に入り、②裁判よりも手續が簡便で、御本人様お一人でも申立てができる、③仲介費用は無料で(ただし、送料などの実費は発生します)ご利用いただけます。



「申立て」について詳しく教えてください。

平成26年は5,217件の申立てがありました。標準的な申立ては半年程度で解決しています。これまで仲介手続きを終了した案件(14,402件)のうち、8割強(12,035件)が和解成立に至っています(平成27年8月14日現在の件数)。東京電力に請求中の損害であっても、同時に紛争解決センターに申し立てることは可能です。また、直接請求で既に合意した件について、申し立てることも可能です。



これまでの賠償事例について教えてください。

ホームページで、個人・事業者、損害項目等により分類した和解事例をご覧いただけます。

ADR 和解事例

検索

一例として以下をご紹介します。

個人の方
(精神的損害)

旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた事例(和解事例816)。



問 原子力損害賠償紛争解決センター(申立てに関する問い合わせ窓口) 0120-377-155(平日10時~17時)

または、皆さまの最寄りの事務所・支所にお越しください。

●福島事務所(郡山市方八町郡中東ロビル2階)

●県北支所(福島市民民会館503号室)

●いわき支所(いわき市文化センター第2会議室)

●会津支所(会津若松市一箕町松長1-17-62)

●相双支所(南相馬市役所北庁舎2階)

支援 生活復興支援 資金の貸付



東日本大震災により被災した低所得者世帯の生活の復興を支援するため、当面の生活に必要な経費等を対象とする「生活復興支援資金」の貸付を行っています。

資金の種類

県は、一人でも多くの方にふるさとに戻つていただけるよう、県立診療所の整備をはじめとして、これからも安心して暮らせる環境づくりを進めています。

東京電力福島第一原子力発電所の事務からおよそ4年半の間、全町域が避難を余儀なくされてきた楢葉町の避難指示が、9月5日に解除されました。

田村市都路地区、川内村(一部)を除くことによって、解除された区域の人々が約7千人と、これまで最大の規模です。

県は、一人でも多くの方にふるさとに戻つていただけるよう、県立診療所の整備をはじめとして、これからも安心して暮らせる環境づくりを進めています。

県は、楢葉町が住民のための生活拠点として整備を進めているコンパクトタウンに、県立診療所「ふたば復興診療所(仮称)」を開設します。

診療科は、内科と整形外科の2科体制で、9月に建築工事に着手、来年2月オープンの予定となっています。

県は、楢葉町が住民のための生活拠点として整備を進めているコンパクトタウンに、県立診療所「ふたば復興診療所(仮称)」